

租税に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年三月二十五日

岡村文四郎

参議院議長 佐藤 尚武殿

租税に關する質問主意書

政府は国民各階層の租税負担に關し、その公平を期するため努力をしていると思われるが、未だ農民、小企業者、俸給賃金生活者に対し苛酷であるという声が高く、又徴税に關する悲惨事も屢々報道されている。斯る際政府はこれら大衆に対する課税が苛重でないと称するならば、その反証を挙げて大衆を納得せしむべきであつて、租税制度の複雑性の陰にかくれて本問題を曖昧にして置くことはよろしくないと思う。就ては昭和二十三年度及び昭和二十四年度(推定にて可)における国税、地方税に關し、国民の租税負担状況を数字的に分析して、はたしてこれら大衆に対する租税負担が公平妥当なりや否やを可及的明瞭に説明されたい。

右質問する。